

令和7年度 林業労働災害防止対策説明会



林業における安全管理について



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

浦河労働基準監督署

For people, for life, for the future



説明のポイント

- 1 林業における労働災害発生状況
- 2 第14次労働災害防止計画
- 3 令和7年度林業死亡災害撲滅運動
- 4 林業の安全衛生対策の推進
- 5 伐木等作業における安全対策の推進
- 6 その他





1 林業における労働災害発生状況

区分 業種別		令和7年 (令和7年9月末)			令和6年 (確定値)			令和5年 (確定値)			令和4年 (確定値)		
		死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計
浦河署管内	全産業	1	107	108	1	192	193	3	193	196	2	218	220
	林業	0	0	0	0	5	5	0	2	2	1	1	2
北海道内	全産業	39	4,903	4,942	48	8,585	8,633	51	9,004	9,055	53	16,419	16,472
	林業	5	47	52	4	75	79	4	64	68	1	80	81



1 林業における労働災害発生状況

令和4年から令和5年まで 林業における死亡災害(北海道内)

発生年	発生月	時間帯	規模	年齢	経験年数	事故の型	起因物	災害発生状況
4	12	10時台	10人未満	60歳代	20年以上 30年未満	崩壊、倒壊	環境等	被災者は、間伐作業現場において、チェーンソーによる伐木作業中、かかり木となった 伐倒木 の付近で別の立木を伐倒していたところ、当該かかり木が被災者に倒れ掛かり、木の下敷きになっているところを発見されたもの。
5	1	10時台	10人未満	60歳代	10年以上 20年未満	激突され	車両系木材 伐出機械	被災者は、倒木の整理作業現場において、チェーンソーを用い集積された倒木の根切り作業に従事し、同僚労働者が根が切り落とされた倒木を グラップル機 で移動させていたが、当該グラップル機が旋回した際に掴んでいた倒木が被災者の頭部に激突したもの。
5	3	16時台	10人以上 29人以下	60歳代	30年以上	激突され	環境等	被災者は、同僚複数名とチェーンソー及び伐木機械を用いて伐木作業を行っていた。各作業員は離れた持ち場で作業していたが、終了時刻になって、 伐倒木 に腹部を押され、うつ伏せで倒れている被災者が発見されたもの。
5	7	9時台	10人未満	70歳以上	30年以上	崩壊、倒壊	環境等	被災者は、同僚5名と現場に入場し、チェーンソーを用いて トドマツ (人工林、樹高22m)の間伐作業中、伐採していたトドマツの近くに立っていたカバの枯損木(樹高15m)が倒壊し、当該枯損木が被災者に当たったもの。
5	8	10時台	10人未満	40歳代	10年以上 20年未満	その他	環境等	被災者は伐木作業に従事しており、休憩をしようとグラップルを止めたところ、運転席に侵入した 蜂 に刺され、意識混濁となったもの。



1 林業における労働災害発生状況

令和6年 林業における死亡災害(北海道内)

発生年	発生月	時間帯	規模	年齢	経験年数	事故の型	起因物	災害発生状況
6	1	8時台	10人未満	50歳代	1年以上 5年未満	はさまれ、 巻き込まれ	車両系木材 伐出機械	被災者は、 グラップル を使用し、伐倒木の木寄せ集材作業を行っていたところ、グラップルのブームのシリンダーとキャビンのフレームの間に挟まれたもの。
6	11	15時台	10人未満	60歳代	30年以上	崩壊、倒壊	環境等	被災者は、皆伐作業の現場に入場し、土場において車両系建設機械を使用して木片等を積込む作業に従事していたが、車両系建設機械を降りて移等動中、放置されていた かかり木 が被災者に倒れてきたもの。
6	11	14時台	10人未満	30歳代	5年以上 10年未満	崩壊、倒壊	環境等	被災者は、グラップルソーを用いた造材作業の補助業務に従事していたところ、受け口と追い口が作られた状態で放置されていた 立木 が被災者に倒れてきたもの。
6	12	9時台	10人以上 29人以下	50歳代	20年以上 30年未満	激突され	環境等	被災者は、町有林の皆伐現場において作業道を徒歩にて移動していたところ、作業道付近の斜面下方で同僚労働者がチェーンソーにより立木を伐倒しており、倒れてきた 立木 に激突されたもの。



1 林業における労働災害発生状況

令和7年9月末 林業における死亡災害(北海道内)

発生年	発生月	時間帯	規模	年齢	経験年数	事故の型	起因物	災害発生状況
7	1	10時台	10人未満	50歳代	10年以上 20年未満	激突され	車両系木材 伐出機械	チェーンソーによる伐倒作業を担当する被災者が、木寄せ作業をしていた木材 グラップル機 に激突されたもの。
7	1	15時台	10人以上 29人以下	70歳代	10年以上 20年未満	激突され	環境等	被災者は、チェーンソーを用いて伐木作業を行っていたが、作業終了時刻になっても戻らず、 伐倒木 の下で倒れた状態で発見されたもの。
7	2	9時台	10人未満	80歳代	10年以上 20年未満	激突され	環境等	被災者は、チェーンソーによる立木伐倒作業に従事していたが、伐根直径約50cmの 立木 を伐倒した際に、当該立木が縦に裂け、裂けた元玉部分が被災者に激突したもの。
7	3	11時台	10人未満	30歳代	5年以上 10年未満	激突され	環境等	被災者は、チェーンソーを用いた伐倒作業の補助としてクサビを打つ作業を行っていたが、伐倒中の 立木 が伐倒方向とは逆方向に倒れたことから退避したところ、倒れた立木がすでに伐倒していた木に当たり、退避していた被災者に激突したもの。
7	3	11時台	10人未満	60歳代	10年以上 20年未満	激突され	環境等	被災者は、チェーンソーを用いた伐倒作業を行っていたが、 伐倒木 の伐倒方向が想定からずれたことにより、伐倒木が跳ね、被災者に激突したもの。



1 林業における労働災害発生状況

令和4年から令和7年9月末(速報値)までの間に道内で発生した死亡災害 **14件**

- ・14件中10件の災害の起因物が「**立木等**」

→「[チェーンソーによる伐木等の安全に関するガイドライン](#)」の作業現場における普及及び徹底

- ・14件中3件の災害の起因物が「**伐木等機械**」

→[車両系木材伐出機械の運転等](#)における安全衛生関係法令の遵守

- ・14件中11件の被災者が「**経験年数10年以上**」

→安全衛生法第60条の2に基づく概ね5年ごとの[能力向上教育](#)の受講





2 第14次労働災害防止計画

■ 第14次労働災害防止計画における林業の目標

- 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を50%以上とすること

※ 北海道労働局においても、同様の目標設定

- 林業における死亡者数を15%以上減少させること

※ 北海道労働局では林業における死傷者数を5%以上減少させることが目標

事業者に取り組んでいただきたい内容(2027年まで)(アウトプット指標)

「伐木等作業の安全ガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を50%以上

取組の成果として得られる結果(2027年まで)(アウトカム指標)

伐木作業による死亡災害を重点として、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、死亡者数を2022年と比較して15%以上減少

事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・伐木等の際にはあらかじめ待避場所を決めておき、伐倒する者以外の労働者を立ち入らせないようにする。また、立入禁止について縄張、標識等で明示する
- ・連絡責任者を定め、緊急時の連絡体制を整備する
- ・チェーンソーを使用する際は、下肢を保護する防護衣を着用させる
- ・かかり木処理について、かかられている木を伐倒したり、かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒させない





2 第14次労働災害防止計画

第14次労働災害防止計画における林業の目標

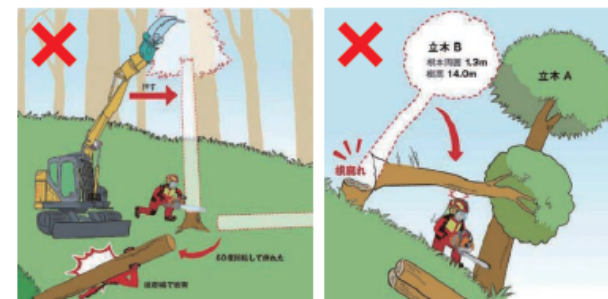
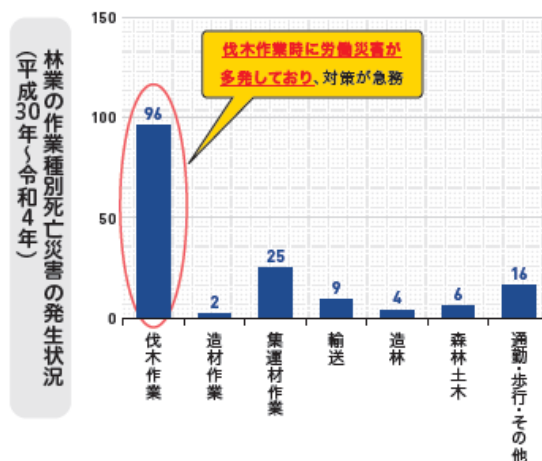
*1「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」平成27年12月7日付け基発1207第3号 *2「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備のためのガイドライン」平成6年7月18日基発第461号の3

千人あたりの災害発生率(死傷年千人率)

	死傷千人率(R4年)
林業	23.5
製造業	2.69
建設業	4.45
全業種	2.32

全業種の
約10.1倍

(出典) 死亡者数は厚生労働省安全課調べ、死傷者数は労働者死傷病報告、災害発生率は労働力調査より集計した値により算出



伐倒する木の下敷きにならないよう、周囲(伐倒する木の2倍の長さ)に労働者を立ち入らせない、待避場所を決める、立入禁止がわかるようにしましょう

事業者に取り組んでいただきたい内容(2027年まで)(アウトプット指標)

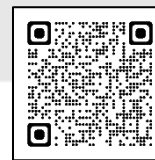
「伐木等作業の安全ガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を50%以上

取組の成果として得られる結果(2027年まで)(アウトカム指標)

伐木作業による死亡災害を重点として、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、死亡者数を2022年と比較して15%以上減少

事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・伐木等の際にはあらかじめ待避場所を決めておき、伐倒する者以外の労働者を立ち入らせないようにする。また、立入禁止について縄張、標識等で明示する
- ・連絡責任者を定め、緊急時の連絡体制を整備する
- ・チェーンソーを使用する際は、下肢を保護する防護衣を着用させる
- ・かかり木処理について、かかられている木を伐倒したり、かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒させない





3 令和7年度林業死亡災害撲滅運動

◆ 運動期間

令和7年9月1日から同年11月30日まで

- ◆ 安全衛生教育強化月間 令和7年9月1日から同年9月30日まで
- ◆ 現場安全管理強化月間 令和7年10月1日から同年11月30日まで

◆ 取組の背景

- ◆ 北海道内の林業現場において、**令和6年11月から令和7年3月末まで**の5か月間に、**8人**の労働者が死亡する労働災害が発生している。
- ◆ **「立木」**がけがの原因であった労働災害は、**10月に急増し**、その後4月まで労働災害発生件数が多い傾向にある。

◆ 運動の目的

- ◆ 立木による労働災害が増加する10月を前に、**安全な作業手順を作業
者全員で共有し**、その後**現場においてその作業手順が守られているか**
を確認することで、死亡労働災害ゼロ、労働災害の減少を目指す。



3 令和7年度林業死亡災害撲滅運動

◆ 安全衛生教育強化月間(9月1日から9月30日まで)

安全文化を醸成するため、次の事項を実施する。

- 安全大会等を実施し、経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び**安全意識の高揚を図る**。
- 現場作業員に対し、**安全衛生教育を実施**する(「**チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン**」等のガイドラインの周知。)
- **作業計画**の内容に沿って作業を行うことを周知・徹底する。

◆ 現場安全管理強化月間(10月1日から11月30日まで)

安全衛生教育強化月間での実施事項を含めた現場の安全管理状況を確認するため、次の事項を実施する。

- 経営トップや安全衛生責任者による**安全パトロールを実施し**、現場の安全管理状況の総点検を実施する。
- **安全旗の掲揚、標語の掲示**その他現場に掲示すべき書類関係の掲示状況を確認する。
- 現場責任者による**現場巡視を実施し**、ガイドラインに基づく措置や作業計画に基づく作業を作業員が遵守しているか確認する。



3 令和7年度林業死亡災害撲滅運動

令和7年度林業死亡災害撲滅運動

～見直そう、基本的な伐倒手順～

運動期間：令和7年9月1日～11月30日

運動の目的

道内の林業現場においては、令和6年11月から令和7年3月末までのわずか5か月の間に、8人もの尊い命が労働災害によって失われている異常事態となっています。

これらの死亡労働災害の原因をみると、いずれも**立木の伐倒作業における基本的な安全対策**を講じていれば発生しなかったと思われる災害であり、現場における安全な作業方法の徹底が急務です。

このような状況を踏まえ、北海道労働局労働基準部、北海道森林管理局森林整備部、北海道水産林務部は、林業現場における死亡労働災害ゼロ、労働災害の減少を目的とし、「**令和7年度林業死亡災害撲滅運動**」を展開することとしました。

この運動を通して、現場における安全な作業方法を確認し、死亡労働災害ゼロの達成を目指しましょう。

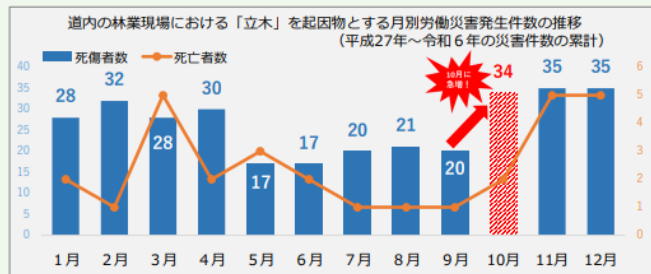
運動の実施期間

「**立木**」が**けがの原因**であった労働災害（伐倒木に激突される、頭上の枝が落下し当たる等）は10月に急増し、その後4月までは労働災害発生件数が多い傾向にあります。

労働災害防止のためには、立木による災害が増加する10月を前に、安全な作業手順を作業者全員で共有し、その後現場においてその作業手順が守られているか確認することが効果的です。そのため、運動期間を2つに分け、それぞれ実施事項を定めます。

安全衛生教育強化期間
現場安全管理強化期間

9月1日～9月30日
10月1日～11月30日



主唱者（順不同） 北海道労働局労働基準部・北海道森林管理局森林整備部・北海道水産林務部
協賛者（順不同） 林業・木材製造業労働災害防止協会・北海道支部・北海道森林組合連合会・北海道森林整備事業連合協議会・北海道素材生産業協同組合連合会・北海道森づくり推進協議会・一般社団法人北海道造林協会・栄林会・北海道木材産業協同組合連合会
実施者 林業関係各事業場

実施事項

※実施要綱より抜粋

【実施者（林業関係各事業場）の実施事項】

1 安全衛生教育強化期間における実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等を実施し、経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚を図る。
- (2) 現場作業員全員に対し、安全衛生教育を実施する。特に、伐木作業及び車両系木材伐出機械の運転に係る労働安全衛生規則、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」に記載されている事項について遵守を徹底する。
- (3) 作成された作業計画の内容に沿って作業を行うことについて周知徹底する。なお、作業計画とは、「チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画」や車両系木材伐出機械や車両系建設機械等の作業計画を指す。

2 現場安全管理強化期間における実施事項

上記1の事項を含めた現場の安全管理状況を確認するため、次の事項を実施する。

- (1) 経営トップや事業場の安全衛生責任者による安全パトロールを実施し、現場の安全管理状況の総点検を実施する。
- (2) 安全旗の掲揚、標語の掲示その他現場に掲示すべき書類関係についての掲示状況を確認する。
- (3) 現場責任者による現場巡視を実施し、上記1(2)(3)に記載された事項について、作業員が遵守していることを確認する。また、現場巡視により不安全な状況が認められた作業員に対しては必要な指導を行う。

【主唱者の実施事項】

- 1 安全衛生教育の充実を図るための支援を行う。
- 2 現場安全パトロールを実施する。



資料のダウンロード

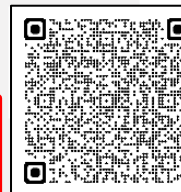
下記の資料を右下の2次元コードのリンク先に掲載しておりますので、安全衛生教育等の場で活用願います。

※リンク先：北海道労働局HP > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 林業の労働災害防止について

- ・「令和7年度林業死亡災害撲滅運動」実施要綱及びリーフレット
- ・令和6年11月以降に林業現場において発生した死亡災害一覧
- ・チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン
- ・林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン
- ・「チェーンソーによる伐木作業に関する安全教育チェックリスト」



現場入場前に作業従事者の皆さんに周知
 いただきたい事項をまとめたチェック
 リストを作成・掲載しております！



(R7. 9)



3 令和7年度林業死亡災害撲滅運動

チェーンソーによる伐木作業に関する安全教育チェックリスト

☒ 現場での作業を開始する前に、作業に従事する方全員に以下の内容を教育・周知したか、全員が理解したか、確認しましょう！

現場入場前、作業準備時に関する事項

- 地形や立木の状況など事前調査を行った上で、伐木作業及び造材作業に関するリスクアセスメントを実施していること。
- リスクアセスメントの結果を基に、伐木作業、造材作業の作業計画を作成し、作業計画を基に作業を行うこと。
- 現場における緊急時の連絡体制を整備し、教育訓練を行うこと。
- ヘルメット、フェイスガード、イヤーマフ（耳栓）、防振手袋、下肢の切創防止保護衣、安全靴等が使用できる状態が事前に点検の上、作業中着用しなければならないこと。

立木伐倒前の確認に関する事項

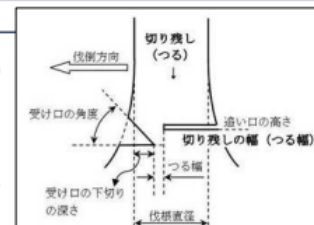
- 立木を伐倒する前に、立木の樹種、重心、つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落下しそうな枯れ枝の有無を確認しなければならないこと。
- 立木を伐倒する前に、周囲のかん木、枝条、ササ、つる、浮石等を確認し、除去すること。
- 大径木、偏心木、損傷木、風倒木等の伐倒困難木の処理について、事前に作業方法を決めておくこと。
- それぞれの立木について、伐倒前に退避場所、退避ルートを選定すること。
- 伐倒の合図について共有の上、伐倒者以外の労働者の退避を確認した後でなければ伐倒してはならないこと。

立入禁止に関する事項

- 伐倒木等が転落し、又は滑ることによる危険を生ずる箇所に立ち入らない・立ち入らせないこと。
- 伐木作業を行うときには、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に、伐倒者以外の作業者を立ち入らせないこと。

基本的伐倒手順に関する事項

- 伐倒作業において、正しい受け口切り及び追い口切りによって、受け口と追い口の間には適当な幅の切り残しを正しく残すこと。（右図参照）

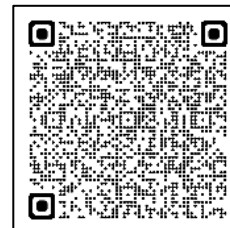


- 原則2個以上のくさびを使用して伐倒すること。
- くさびの打ち込みにより追い口が浮き始めたら、伐倒方向を確認の上、直ちに退避すること。

かかり木に関する事項

- かかり木の処理については安全な作業方法を事前に決めておき、その方法に基づいて速やかに処理すべきこと。
- かかり木を速やかに処理することが困難な場合には作業員以外の立入を禁止し、かつその旨を縄張、標識の設置等の措置によって明示すべきこと。
- かかり木の処理における禁止事項（かかられている木の伐倒、浴びせ倒し、かかっている木の元玉切り、かかっている木の肩担ぎ、かかり木の枝切り）を行わないこと。

上記事項の教育・周知が終わったら、このチェックリストを現場に掲示する等により、現場でのルール厳守を呼び掛けましょう！
チェックリストの内容についてのお問い合わせは北海道労働局労働基準部安全課（011-788-6371）へお願いします。





4 林業の安全衛生対策の推進

■ 平成31年度に改正された労働安全衛生規則(安衛則)に基づく措置

今回の改正の主な内容

1. チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育について、伐木の直径等で区分されていた特別教育を統合し、時間数を増やします。

(安衛則、安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号。以下「特別教育規程」という。)の改正)

2. 伐木作業等における危険を防止するために、以下のとおり規定します。

(安衛則の改正)

(1) 受け口を作るべき立木の対象を胸高(きょうこう)直径40cm以上のものから20cm以上に拡大する等、立木の伐倒時の措置を義務付けます。

(2) 事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定します。

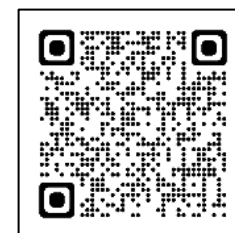
(3) 事業者は、立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定します。

(4) 事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けます。

3. その他の改正を行います。

←厚生労働省リーフレット

「伐木作業等の安全対策の規制が変わります! ~ 伐木作業等を行うすべての業種が対象~」から引用





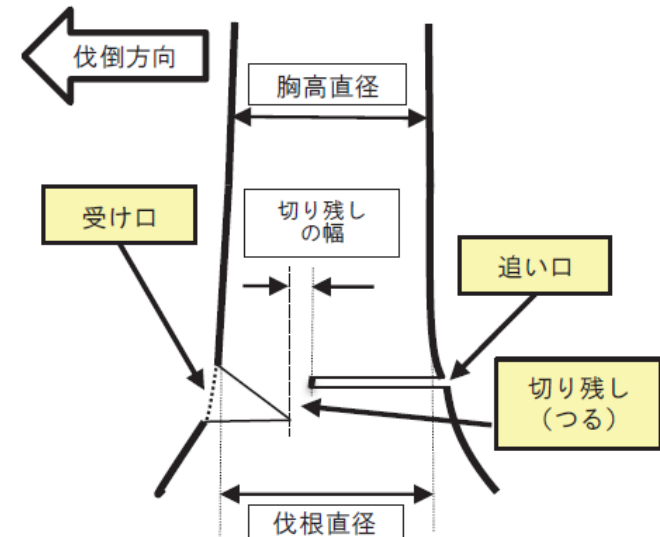
4 林業の安全衛生対策の推進

■ 平成31年度に改正された労働安全衛生規則（安衛則）に基づく措置

2-（1）伐木作業における危険の防止（安衛則第477条）関係

- 胸高直径が概ね20cm以上の立木を伐倒するときに死亡災害が大きく増加していることから、伐木作業において「受け口」を作るべき対象を胸高直径が40cm以上の立木から20cm以上のものへと範囲を拡大します。
- 受け口を作るべき作業の場合、適当な深さの「追い口」と、適当な幅の「切り残し（つる）」を確保することを新たに義務付けます。（図1）

（参考） 胸高直径20cm未満の立木は、法令による規制の対象ではないものの、伐木作業に従事する労働者の知識、経験等から、適切に「受け口」、「追い口」、「切り残し」を作ることができる場合には、これらを作ることが望ましい。



（図1）受け口、追い口等の関係図

↑ 厚生労働省リーフレット

「伐木作業等の安全対策の規制が変わります！～ 伐木作業等を行うすべての業種が対象～」から引用





4 林業の安全衛生対策の推進

■ 平成31年度に改正された労働安全衛生規則(安衛則)に基づく措置

2-(2) かかり木の処理の作業における危険の防止(安衛則第478条) 関係

- かかり木の処理の作業(図2)に従事する労働者以外の労働者が、放置されたままのかかり木に気付かず接近し、当該かかり木の落下により被災した事例を踏まえ、かかり木を放置することなく、処理の作業を速やかに行うことを新たに義務付けます。
- やむを得ない事由により、かかり木の処理を速やかに行うことができない場合、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者がかかり木に接近することがないように立入りを禁止します。
- 死亡災害が多く発生している「かかり木にかかられている立木を伐倒」(図3)及び「かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒(浴びせ倒し)」(図4)することを禁止します。

〈注意〉「かかっている木の元玉切り」(かかった状態のままで元玉切りをし、地面等に落下させることにより、かかり木を外すこと。)(図5)は、今般の改正により禁止されるものではありませんが、かかり木の安全な処理方法とは言えないことに留意してください。



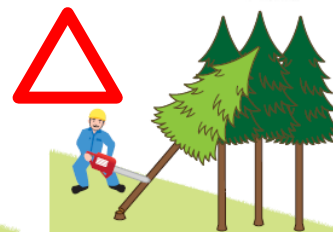
(図2)かかり木の処理



(図3)かかられている立木の伐倒



(図4)かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒



(図5)かかっている木の元玉切り

←厚生労働省リーフレット
「伐木作業等の安全対策の規制が変わります！
～伐木作業等を行うすべての業種が対象～」から引用



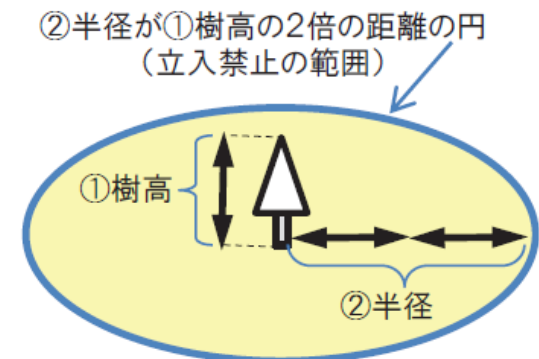


4 林業の安全衛生対策の推進

■ 平成31年度に改正された労働安全衛生規則(安衛則)に基づく措置

2-(3) 立入禁止(安衛則第481条) 関係

- 従来から、造林、伐木及び造材の作業場所の下方で、伐倒木等の木材が転落、滑落するおそれのあるところには、労働者の立入りを禁止していますが、新たに、かかり木の処理の作業場所の下方でも、かかり木の転落、滑落するおそれがあることから、労働者の立入りを禁止します。
- 立木の伐倒の作業に従事していない労働者が伐倒木に激突される災害が発生していることから、諸外国の基準を踏まえ、立木の樹高の2倍に相当する距離を半径とする円の内側において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者の立入りを禁止します。(図6)



(図6)立入禁止の範囲

〈注意〉 立木を伐倒するときには、周辺全ての労働者に合図によりの確に情報伝達を行い、立入禁止の範囲から、伐倒作業に従事する労働者以外の労働者が退避したことの確認を徹底してください。





4 林業の安全衛生対策の推進

■ 平成31年度に改正された労働安全衛生規則（安衛則）に基づく措置

2-（4）下肢の切創防止用保護衣の着用（安衛則第485条）関係

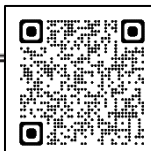
- チェーンソーによる休業4日以上死傷災害の多くが、チェーンソーの刃（以下「ソーチェーン」という。）の接触により発生していることを踏まえ、チェーンソーによる伐木作業等を行う場合、事業者に対し、労働者に切創防止用の繊維を入れた防護ズボン、チャップス等の下肢の切創防止用保護衣（図7）を着用させることを義務付けます。
- チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に対して、
下肢の切創防止用保護衣の着用を義務付けます。



（図7）下肢の切創防止用保護衣

＜注意1＞（図7）で例示した下肢の切創防止用保護衣は、前面にソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っており、JIS T8125-2に適合する防護ズボン又は同等以上の性能を有するものを使用してください。また、労働者の身体に合ったサイズのもを着用してください。既にソーチェーンが当たって繊維が引き出されたものなど、保護性能が低下しているものは使用しないようにしてください。

＜注意2＞チャップスを着用するに当たっては、留め金具式の場合は全ての留め具を確実に留めた上で、左右にずれないように、適度に締め付けて着用してください。なお、作業中の歩行等により、チャップスがめくれることのないよう、最下部の留め具が足首にできるだけ近いものを着用してください。





4 林業の安全衛生対策の推進

■ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置

2 概要

(1) 伐木等作業における保護具等の選定及び着用

次の保護具等の選定に当たっては、防護性能が高いことはもちろんのこと、作業性が良く、視認性の高い目立つ色合いのものであって、人間工学に配慮した使いやすい機能を備えたものを選定すること。(①下肢の切創防止用保護衣(図1)、②衣服、③手袋、④安全靴等の履物、⑤保護帽、保護網・保護眼鏡及び防音保護具)



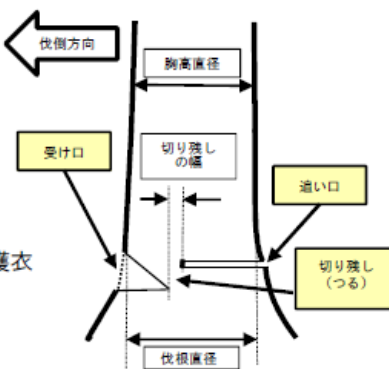
(図1)下肢の切創防止用保護衣

(2) チェーンソーの選定、取扱い方法等

(3) 伐木等作業を安全に行うための事前準備等(①調査・記録の実施、②リスクアセスメント等の実施、③作業計画の作成、④作業指揮者の選任、⑤安全衛生教育の実施)

(4) 伐木等作業における安全の確保

①伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止すること、②伐倒作業で受け口と追い口の間に適当な幅の切り残し(つる)を残すこと(図2)等。



(図2)受け口、追い口等の関係図

(5) 伐倒木の転落等による危険を防止するための措置を講じるなど、チェーンソーを用いて行う造材の作業の安全の確保

(6) かかり木の処理の作業における安全の確保

かかり木の処理の作業においては、次に掲げる事項を行ってはならないこと。

①かかられている木の伐倒、②かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒(浴びせ倒し)、③かかっている木の元玉切り、④かかっている木の肩担ぎ、④かかり木の枝切り

なお、①及び②については、安衛則第478条第2項により禁止されるものであること。また、③から⑤までについても、かかり木の処理の作業を安全に行うものであると言い難いことから、実施しないよう確実に指導すること。





4 林業の安全衛生対策の推進

「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」に基づく措置

2 概要

- (1) 事業者は、緊急時における連絡体制等を整備すること。
 - ① 事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、緊急時（労働災害の発生時、労働者の所在不明時等をいう。）に対処するため、通信が可能である範囲、作業場所における作業中の労働者相互の連絡の方法等必要な事項を定め、その内容を関係労働者に周知すること。
 - ② 作業現場における安全の確認、労働災害発生時の連絡等を行う連絡責任者を選任すること。
- (2) 事業者は、作業現場において伐木等の作業を行うときは、その作業を開始する前に、次の事項を行うこと。
 - ① 連絡責任者に緊急時における連絡の方法の確認をさせること。
 - ② 携帯電話等の端末又は無線通信の機器のバッテリーの充電状態及び故障の有無を確認し、異常がある場合はバッテリーの交換等必要な措置を講じること。等
- (3) 事業者は、連絡責任者に、作業現場において、次の事項を行わせること。
 - ① 作業現場から事業場の事務所へ当該携帯電話等又は無線通信による通信が可能である位置を確認しておくこと。
 - ② 労働者が所在不明となった場合で労働災害等の可能性があるときは、直ちに搜索を実施すること。
- (4) 事業者は、労働者に、作業現場において、次の事項を行わせること。
 - ① 連絡責任者の指示に従って労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。
 - ② 労働者相互の連絡において応答がない場合、作業の進捗状況からみて不自然にチェーンソーの音がしなくなった場合等には、当該労働者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。等
- (5) 事業者は、労働災害が発生したときは、連絡責任者及び関係労働者に、次の事項を行わせること。
 - ① 労働災害の発生を発見した労働者は、直ちに連絡責任者に被災の程度、救急車の必要の有無等を連絡すること。
 - ② 原則として連絡責任者が、事業場の事務所、消防機関等救急機関に所要の連絡を行うこと。等
- (6) 事業者は、関係労働者に対し、無線通信の通信機器の機能及び取扱いの方法等について教育訓練を行うこと。





5 伐木等作業における安全対策の推進

車両系木材伐出機械の運転等における安全衛生関係法令の遵守

伐木等機械

伐木、造材や原木・薪炭材（以下「原木等」という）の集積を行うための機械で、動力を使い、不特定の場所に自走できるもの

フェラーバンチャ ▶

伐木と原木等の集積を行う機械

ハーベスタ▼

伐木、枝払い、玉切りと原木等の集積を行う機械

プロセッサ▶

枝払い、玉切りと原木等の集積を行う機械

木材グラップル機

木材用のつかみ具（以下「木材グラップル」という）とブーム・アームからなる作業装置（以下「木材グラップル装置」という）により原木等を集積する機械

グラップルソー

玉切りと原木等の集積を行う機械



走行集材機械

車両の走行により集材を行うための機械で、動力を使い、不特定の場所に自走できるもの

フォワーダ

木材グラップル装置と荷台を備え、木材グラップル装置により原木等の荷台への積載を行い、車両の走行により原木等を運搬する機械



スキッド

ブル・ドーザー、トラクターショベルなどをベースマシンとし、木材グラップル装置により原木等の一端を持ち上げ、車両の走行により原木等を運搬する機械



集材車

原木等を荷台に積載し、車両の走行により運搬する機械。原木等を荷台に積載するためのウインチや滑車をつり下げるポールを備えたものを含む



集材用トラクター

ブル・ドーザー、トラクターショベルなどをベースマシンに、ウインチを備え、原木等をウインチのワイヤロープにより、けん引して運搬する機械



←厚生労働省リーフレット
「木材伐出機械等も規制の対象になりました」から引用





5 伐木等作業における安全対策の推進

車両系木材伐出機械の運転等における安全衛生関係法令の遵守

【改正の内容】		●：新設（改正を含む）	○：既存	太字は構造関係の措置		
		伐木等 機械	走行集材 機械	架線集材 機械	簡易架線 集材装置	機械集材 装置等
① 機械・装置による作業での危険防止	一般的な措置 (前照灯・ヘッドガードの設置、地形などの調査、作業計画の作成、最大使用荷重などの厳守、制動装置などの点検と補修、作業指揮者 他)	●	●	●	●	●
	車両の転倒、逸走などの防止 (制限速度の設定、幅員の確保など、運転位置から離脱する時の逸走防止※ 他)	●	●	●	● (※のみ)	● (※のみ)
	機械との接触、飛来落下などの防止 (危険箇所への立入禁止、運転席の防護柵など、運転中の離脱の禁止 他)	●	●	●	●	●
	伐木作業・造材作業での危険の防止	●	—	—	—	—
	車両の走行による集材作業での危険の防止 (走行時の荷台への乗車禁止、積載時の荷崩れ防止措置 他)	—	●	—	—	—
	ウインチによる作業での危険の防止 (ワイヤロープの安全係数、不適格なワイヤロープの使用禁止、点検、合図)	—	●	●	●	○
	集材装置による集材作業での危険の防止 (制動装置などの設置基準、最大使用荷重などの表示、架線集材機械を集材機として用いる場合の措置 他)	—	—	—	● 空中での運搬の禁止	○ 主索の検定等
	②機械・装置の運転業務従事者に対する特別教育の実施	● 学科 6 H 実技 6 H	● 学科 6 H 実技 6 H	● 学科 6 H 実技 8 H		○ 学科 6 H 実技 8 H

←厚生労働省リーフレット
「木材伐出機械等も規制の
対象になりました」から引用





5 伐木等作業における安全対策の推進

I 構造関係

1 前照灯 (安衛則第151条の85)

前照灯を備えたものを使ってください。
(ただし、作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所を除く)

2 ヘッドガード (安衛則第151条の86)

堅固なヘッドガードを備えたものを使ってください。
(ただし、原木等の落下により運転者に危険を及ぼすおそれのないときを除く)

3 防護柵等 (安衛則第151条の87)

原木等の飛来などにより運転者に危険を及ぼすおそれのあるときは、運転者席の防護柵など危険を防止するための設備を備えたものを使ってください。

4 転倒時保護構造及びシートベルト (安衛則第151条の93) <努力義務>

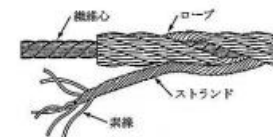
路肩や傾斜地など転倒や転落により運転者に危険が生じるおそれのある場所で車両系木材伐出機械を使用するときには、転倒時保護構造があり、シートベルトを備えたもの以外の機械を使用しないよう努めてください。
また、運転者にはシートベルトを使用させるよう努めてください。



5 ワイヤロープ (安衛則第151条の114、115、120、121)

① 走行集材機械や架線集材機械のウインチやスリングに使うワイヤロープの安全係数(ワイヤロープの切断荷重の値÷ワイヤロープにかかる荷重の最大の値)は、4以上としてください。なお、「ワイヤロープにかかる荷重の最大の値」は、原則として、集材する原木等の最大重量の値を使用してください(ワイヤロープにかかる荷重の実測値を使用してもかまいません)。

② 走行集材機械や架線集材機械のウインチやスリングに使うワイヤロープ、積荷の固定に使うワイヤロープに、一よりの間で素線(フィラ線を除く)数の10%以上の素線が切断したもの、摩耗による直径の減少が公称径の7%を超えるもの、キンクしたもの、著しい形崩れや腐食のあるものは使用しないでください。



←厚生労働省リーフレット
「木材伐出機械等も規制の対象になりました」から引用





5 伐木等作業における安全対策の推進

II 使用関係

1 作業場所の地形等、伐倒する立木等の調査及び記録（安衛則第151条の88）

車両系木材伐出機械を使って作業を行うときは、機械の転落、地山の崩壊などによる労働者の危険を防止するため、あらかじめ、**作業場所の地形、地盤の状態など、伐倒する立木と取り扱う原木等の形状などを調査し、その結果を記録してください。**

2 作業計画（安衛則第151条の89）

車両系木材伐出機械を使って作業を行うときは、調査で知り得た状況に適応する**作業計画を定め、その作業計画により作業を行ってください。**
作業計画には、①機械の種類・能力 ②運行経路 ③作業の方法・場所 を示すとともに、関係する**労働者に周知してください。**

3 作業指揮者（安衛則第151条の90）

車両系木材伐出機械（伐木等機械を除く）を使って作業を行うときは、**作業の指揮者を定め、作業計画に基づき作業の指揮を行わせてください。**

4 制限速度（安衛則第151条の91）

車両系木材伐出機械を使って作業を行うときは、あらかじめ、**作業場所の地形、地盤の状況などに応じた機械の適正な制限速度を定め、それにより作業を行ってください。**

5 運行経路の幅員保持、路肩崩壊防止、障害物除去等（安衛則第151条の92第1項）

車両系木材伐出機械を使って作業を行うときは、転倒や転落による労働者の危険を防止するため、**機械の運行経路について、必要な幅員を保持すること、路肩の崩壊を防止すること、岩石、根株などの障害物を除去することなど、必要な措置を講じてください。**

6 誘導者及び合図（安衛則第151条の92第2項及び第3項、安衛則第151条の94）

路肩や傾斜地など転倒や転落により運転者に危険が生じるおそれのある場所で**車両系木材伐出機械を使用するときは、誘導者を配置し、機械を誘導させてください。**
そのときは、一定の**合図を定め、誘導者にその合図を行わせてください。**

←厚生労働省リーフレット
「木材伐出機械等も規制の
対象になりました」から引用





5 伐木等作業における安全対策の推進

7 立入禁止（安衛則第151条の95、96、97）

次の箇所には労働者を立ち入らせないでください。

① 車両系木材伐出機械を使って作業を行う場合

- ・運転中の機械や取り扱う原木等に接触することにより労働者に危険が生じるおそれのあるところ
- ・物体の飛来などにより労働者に危険が生じるおそれのあるところ



② 車両系木材伐出機械※のブーム、アームなど、またはこれらにより支えられている原木等の下（修理、点検などの作業を行う場合に、労働者に安全支柱、安全ブロックなどを使用させるときを除く）

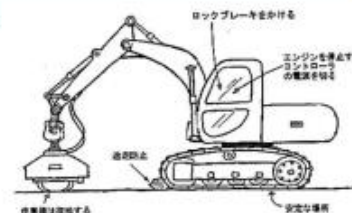
※ 構造上、ブーム・アームなどが不意に降下することを防止する装置が組み込まれている機械を除く。



8 運転位置から離れる場合の措置（安衛則第151条の98、99）

車両系木材伐出機械の運転者が運転位置から離れるときは、運転者に次の措置を講じさせてください。

- ① 木材グラブ等の作業装置を最低降下位置（荷台を備える機械の木材グラブは、荷台上の最低降下位置）に置くこと
- ② 原動機を止めた上で、停止の状態を保持するためのブレーキをかけるなど機械の逸走を防止する措置を講じること



ただし、走行運転位置と作業運転位置が異なる場合で、作業装置の運転位置で運転し、または運転しようとしている場合は、逸走を防止する措置を講じさせてください。
（作業装置が運転されている間は、作業装置の運転位置から運転者を離れさせないでください）

←厚生労働省リーフレット
「木材伐出機械等も規制の対象になりました」から引用





6 その他

労働者に対する安全衛生教育等の的確な実施

- (1) チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育について
- 労働安全衛生法(安衛法)第60条の2に基づく能力向上教育を概ね5年ごとに労働者に受講できるようにすること

チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育カリキュラム

科目	時間
伐木等作業の特徴と作業の安全	2時間
チェーンソーの特徴と保守管理	2時間
健康管理	0.5時間
災害事例及び関係法令	2時間
計	6.5時間





6 その他

労働者に対する安全衛生教育等の的確な実施

(2) チェーンソー作業における振動障害防止対策の実施

- 「チェーンソー取扱い作業指針について」等に基づく、「日振動ばく露量A(8)」をもとにした作業時間の管理等に関する内容を含んだ安全衛生教育の実施

周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値

使用する振動工具の「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」を振動工具の表示、取扱説明書、製造者等のホームページ等により把握してください。

$$\text{周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値： } a = \sqrt{a_x^2 + a_y^2 + a_z^2}$$

(注) a_x 、 a_y 、 a_z は、三方向(3軸)の周波数補正振動加速度実効値

日振動ばく露量A(8)

「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」と1日当たりの振動ばく露時間から、次式により日振動ばく露量A(8)を求めてください。

$$\text{日振動ばく露量： } A(8) = a \times \sqrt{\frac{T}{8}} \quad [\text{m/s}^2]$$

(注) $a[\text{m/s}^2]$ は周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値、 $T[\text{時間}]$ は1日の振動ばく露時間

振動障害の予防のために

— 新たな振動障害予防対策の概要 —

国際標準化機構 (ISO)、海外での取組状況等を踏まえて、振動工具の振動加速度のレベルに応じて、振動にばく露される時間を抑制することなどを内容とした新たな振動障害予防対策に取り組む必要があります。



厚生労働省労働基準局
都道府県労働局
労働基準監督署



6 その他

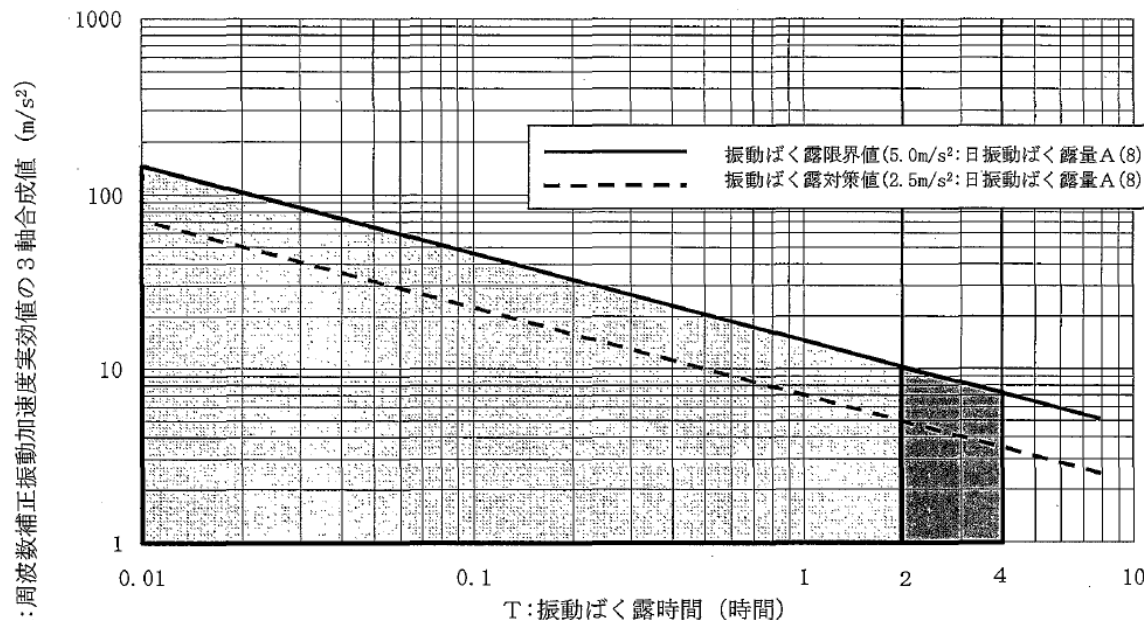
労働者に対する安全衛生教育等の的確な実施

(2) チェーンソー作業における振動障害防止対策の実施

- 「チェーンソー取扱い作業指針について」等に基づく、「日振動ばく露量A(8)」をもとにした作業時間の管理等に関する内容を含んだ安全衛生教育の実施

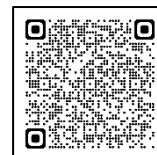
日振動ばく露量A(8)の対数表

(別紙2)



振動ばく露限界値 (5.0 m/s²: 日振動ばく露量 A(8)) 以下で3 (2) ウ本文の場合
 振動ばく露限界値 (5.0 m/s²: 日振動ばく露量 A(8)) 以下で3 (2) ウただし書の場合

←厚生労働省
 「チェーンソー取扱い作業指針について」(平成21年7月10日付け基
 発0710第1号)から引用





6 その他

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方

見つける → 判断する → 対処する

1 「熱中症の自覚症状がある作業中」や「熱中症のおそれがある作業中を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業中への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場環境や「ディレクター」の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ適切な対応が可能となるよう、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業主に義務付けられます。

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

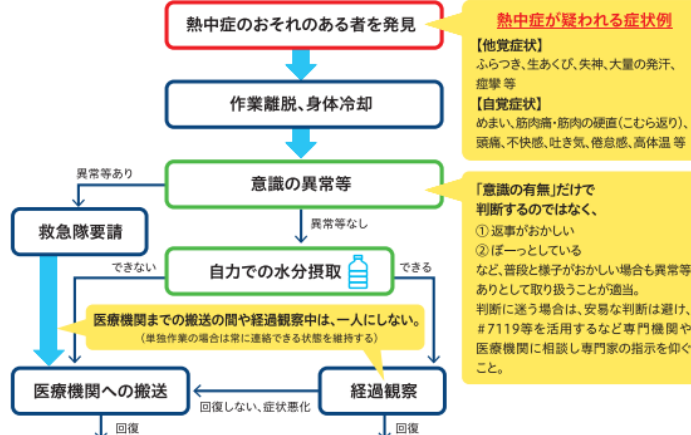
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

職場における熱中症対策の強化について



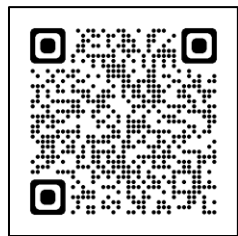
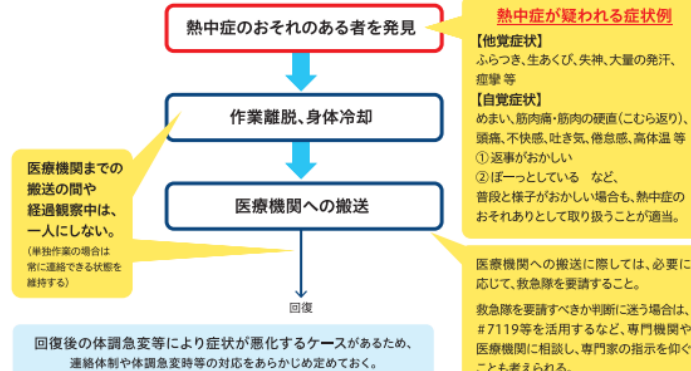
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



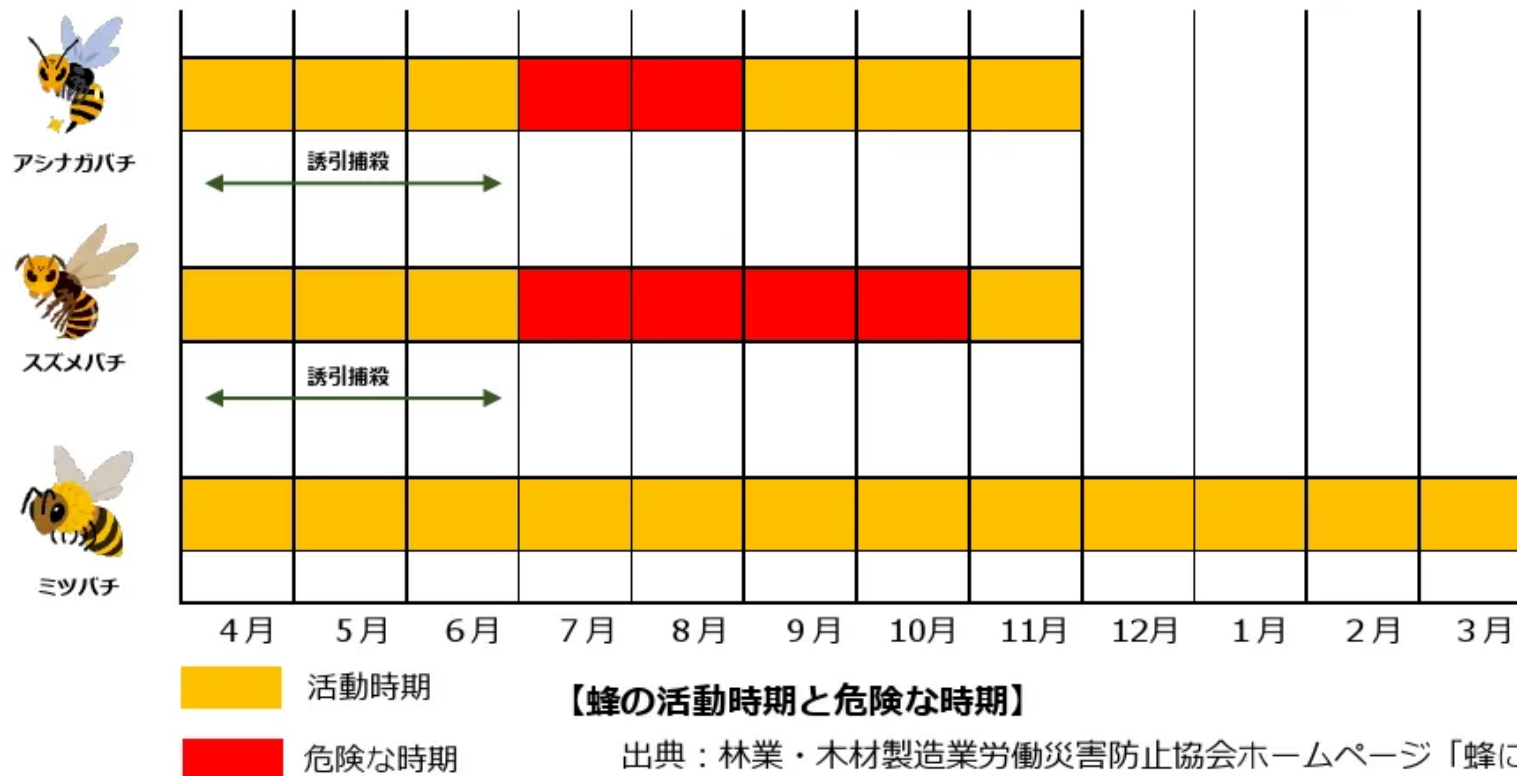


6 その他

■ 蜂の活動時期と危険な時期

☑ 蜂は種類によって危険な時期が異なる。

→ 巣が最も発達した時期が、蜂の数が多く攻撃性も高くなります。アシナガバチは7月頃から8月頃まで、スズメバチは7月頃から10月頃まで、ミツバチは年中活動しています。





6 その他

■ 蜂の攻撃の特徴

- ・ 巣に接近する人への警戒

巣の出入口や表面にいる蜂が、近づいた人や動物を注視する一方で、一部は巣を離れて**周囲を飛び回ります**。

- ・ 巣に接近する人に対する威嚇

警戒のため巣を離れた蜂が人や動物に接近し、高い羽音を発して、上下、左右を**まわりつのように飛び回ります**。

- ・ 巣への間接的刺激に対する攻撃

蜂の威嚇を無視したり、これに気がつかないとき、また、巣に震動を与えたとき等は、**巣内から多くの蜂が飛び出して大騒ぎとなります**。こんなときは、威嚇中の蜂のほか、巣の中からも次々と飛び出して、**相手にまっすぐ飛びかかり毒針で刺します**。

- ・ 巣への直接的刺激に対する攻撃

巣を直接に刺激したり、巣を破損した場合等は、巣内から多くの蜂が一斉に巣の外へ飛び出てきて**威嚇なしにいきなり相手に飛びかかり、すぐに刺します**。



6 その他

■ 蜂の習性

・服装に注意！

手や腕、顔などの体の**露出部と動きがある箇所**が狙われます。
スズメバチは、衣類だけでなく、黒い長靴、カメラ等も攻撃します。

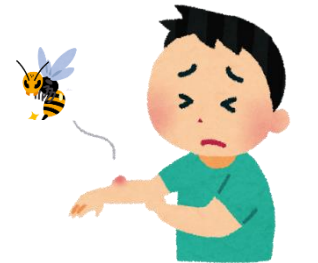
・色に注意！

スズメバチは「**黒**」に対して最も激しく反応し攻撃を加えます（天敵である熊として認識するため。）。ただし、ミツバチは、色にはあまり反応しません。

・匂いに注意！

蜂は、ヘアスプレー、ヘアトニック、香水等の化粧品、体臭等に対して、敏感に反応します。特にミツバチは、**巣の近くに関係なく、各種化粧品の匂いに興奮をすることがあります。**

ジュースやスポーツドリンク、飲料水の残りをエサとして近寄ってくる場合があります、缶の中に潜り込み、唇や口の中を刺されたケースもあります。





6 その他

■ 蜂刺され災害防止のための対策

- ・事前に作業場所を確認し、蜂の生息、蜂の有無を確認する。

蜂や蜂の巣を見つけた場合は、振動等の刺激を与えないよう注意し、除去等を行うまでは、**近くで作業することを避ける**。

- ・適切な保護具を備え付け、適切な服装で作業させる。

蜂に襲われても蜂針が通らない**防護手袋や防蜂網など、適切な保護具**を着用させ、**服装は黒色を避け、肌の露出のないもの**とする。

- ・刺された場合に備え、救急用具を備え付ける。

毒吸引器や抗ヒスタミン軟膏等の救急用具を備え付けてください。

- ・緊急時の連絡体制を整備し、全労働者に周知する。

緊急時の連絡先、連絡の順序、報告事項等をあらかじめ定め、これを全労働者へ周知してください。

- ・アナフィラキシーのおそれがある者に自己注射器を携行させる。

事前に医療機関で蜂アレルギーの検査または診察を受けさせ、重篤なアレルギー反応を起こすおそれのある労働者には自己注射器(商品名:エピペン®)を携行させてください。



防蜂網



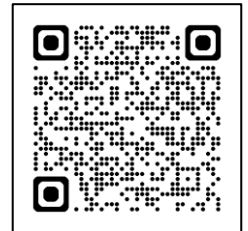


動画視聴

(厚生労働省公式Youtubeチャンネル参照)

■安全に林業を(日本語)

■ https://www.youtube.com/watch?v=WNfh5ktxWy8&list=PL1x5ZyAfDI_X0E5lETg8hicIhgEuXrhRn&index=1





**御清聴ありがとうございました。
今年（度）も御安全に！！**

今回の説明内容を含め、安全衛生に関する御質問・不明点等があれば
浦河労働基準監督署 監督・安衛課(TEL 0146－22－2113)
までお問い合わせください。